

5 陸経第 745 号  
令和 6 年 1 月 4 日

新潟県農林水産部長 殿  
富山県農林水産部長 殿  
石川県農林水産部長 殿  
福井県農林水産部長 殿

北陸農政局経営・事業支援部長

令和 6 年能登半島地震による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通  
及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

このことについて、農林水産省経営局就農・女性課長及び金融調整課長から別添写しのとおり関係機関に対し依頼した旨通知がありましたのでご了知の上、令和 6 年能登半島地震による被害農林漁業者等に対する経営支援のための資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等の措置が図られるよう、貴県下で信用事業を行う農業協同組合へのご指導方よろしく申し上げます。

また、既往の就農支援資金及び農業改良資金に関する償還猶予につきましても、特段の配慮が行われるよう併せて申し上げます。

なお、新潟県信用農業協同組合連合会代表理事理事長に対し、別添写しのとおり依頼しましたことを申し添えます。

<担当>

北陸農政局経営・事業支援部経営支援課

課長補佐（農業協同組合指導担当）樋口友貴

人材確保支援企画官 川上久美子

TEL：076-263-2161（内線 3941）

直通：076-232-4238



5 経営第 2287 号  
令和 6 年 1 月 3 日

北陸農政局経営・事業支援部長 殿

経営局就農・女性課長  
経営局金融調整課長

令和 6 年能登半島地震による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な  
融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

この度の令和 6 年能登半島地震により被害を受けた農業者等においては、農業  
経営等に支障を来すことが懸念されているところである。

このため、被害農業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口におけ  
る親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予  
等の条件変更について、引き続き農業者等の実情に応じた十分な対応に努めてい  
ただくよう、関係機関に対して別添写しのとおり依頼したところであるが、貴職  
においても、貴管下で被害のあった県を区域とする信用農業協同組合連合会に対  
し、この措置が図られるよう適切に指導するとともに、貴管下で被害のあった県  
に対して当該県が所管する信用事業を行う農業協同組合を指導するよう要請され  
たい。

また、既往の就農支援資金及び農業改良資金に関しても被害の実情に応じて償  
還猶予等の適切な対応がなされるよう、併せて、県に対して要請されたい。





5 経営第 2287 号  
令和 6 年 1 月 3 日

農林中央金庫代表理事理事長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 6 年能登半島地震による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な  
融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の令和 6 年能登半島地震により被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地における貴金庫支店において被害農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないように、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして引き続き被害農林漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、傘下系統金融機関に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしく願いいたします。

写

5 経営第 2287 号  
令和 6 年 1 月 3 日

一般社団法人全国農業協同組合中央会会長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 6 年能登半島地震による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な  
融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の令和 6 年能登半島地震により被害を受けた農業者等においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、農業者等の被害の実情、農業経営への影響等を十分御理解の上、被災地における被害農業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして引き続き被害農業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしく願いいたします。

写

財 政 第 2 号  
5 経 営 第 2287 号  
令 和 6 年 1 月 3 日

株式会社日本政策金融公庫

農林水産事業本部営業推進部長 吉永 俊雄 殿

財務省大臣官房政策金融課長 芹生 太郎

農林水産省経営局金融調整課長 宮田 龍栄

令和6年能登半島地震による災害に係る当面の貸付業務について（依頼）

貴公庫におかれては、日頃より、天災による被害農林漁業者等に対するきめ細かい配慮を行っていただいているものと承知していますが、特に今般の令和6年能登半島地震により被害を受けた農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして、引き続き個別事業者の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、対応方よろしく願いいたします。

また、各支店及び受託法人に対しても、この趣旨について、周知をお願いいたします。

写

5 経営第 2287 号  
令和 6 年 1 月 3 日

一般社団法人全国銀行協会会長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 6 年能登半島地震による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な  
融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮  
をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の令和 6 年能登半島地震により被害を受けた農林漁業者等においては、  
農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御  
理解の上、被災地において被害農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じない  
よう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債  
務に係る償還猶予等の条件変更につきまして引き続き被害農林漁業者等の実情に  
応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、貴  
会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお  
願いいたします。

写

5 経営第 2287 号  
令和 6 年 1 月 3 日

一般社団法人第二地方銀行協会会長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 6 年能登半島地震による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な  
融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の令和 6 年能登半島地震により被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地において被害農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして引き続き被害農林漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

写

5 経営第 2287 号  
令和 6 年 1 月 3 日

一般社団法人全国地方銀行協会会長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 6 年能登半島地震による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な  
融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の令和 6 年能登半島地震により被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地において被害農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして引き続き被害農林漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いたします。

写

5 経営第 2287 号  
令和 6 年 1 月 3 日

一般社団法人全国信用金庫協会会長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 6 年能登半島地震による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な  
融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の令和 6 年能登半島地震により被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地において被害農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして引き続き被害農林漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

写

5 経営第 2287 号  
令和 6 年 1 月 3 日

一般社団法人全国信用組合中央協会会長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 6 年能登半島地震による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な  
融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の令和 6 年能登半島地震により被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地において被害農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして引き続き被害農林漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

5 陸経第 745 号  
令和 6 年 1 月 4 日

新潟県信用農業協同組合連合会代表理事理事長 殿  
石川県信用農業協同組合連合会代表理事理事長 殿  
福井県信用農業協同組合連合会代表理事理事長 殿

北陸農政局経営・事業支援部長

令和 6 年能登半島地震による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通  
及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

このことについて、農林水産省経営局金融調整課長から別添写しのとおり関係機関  
に対し依頼通知されていますのでお知らせするとともに、令和 6 年能登半島地震によ  
る農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等をご理解の上、資金の円滑な  
融通及び既往債務の償還猶予等の対応が図られますよう、傘下系統機関に対する周知  
をお願いします。

<担当>

北陸農政局経営・事業支援部経営支援課

課長補佐（農業協同組合指導担当）樋口友貴

人材確保支援企画官

川上久美子

T E L : 076-263-2161（内線 3941）

直 通 : 076-232-4238